

介護予防短期入所療養介護 利用料一覧表

平成 29 年 4 月 1日 改定

基本利用料（本人1割負担分）

	要支援1	要支援2	(単位×10.45円)
個室	575	716	
多床室	608	762	

滞在費・食費（食材費 + 調理費相当分）

	I 段階	II 段階	III 段階	IV 段階
個室	490	490	1,310	1,640
多床室	0	370	370	900
食費	300	390	650	2,000

※世帯全員が市町村民税非課税者の場合で特定入所者介護サービス費等の申請をして「介護保険負担限度額認定証」を交付された方は、I 段階～III 段階になります。

※朝食 580 昼食 600 夕食 700 おやつ 120

加算利用料（本人1割負担分）

費目	金額	単位	内容の説明	
個別リハビリ実施加算	240	1日	理学・作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリを行った場合	
認知行動・心理症状緊急加算	200	1日	(※1)在宅での生活が困難、緊急に利用した場合7日を限度	
若年性認知症利用者受入加算	120	1日	(※1との併用は不可)利用者ごとの個別に担当者を定めている場合	
送迎加算	184	片道	利用者の状態、家族の事情等で居宅と施設間の送迎が必要な場合	
療養食加算	23	1日	医師の指示箋に基づく療養食(糖尿病食・心臓病食等)を提供した場合	
緊急時施設療養費(治療管理)	511	1日	緊急時等やむをえない事情により治療管理を行った場合、3日を限度として算定	
緊急時施設療養費(特定治療)	—	1回	医療保険の診療報酬点数に10円を乗じた額を算定	
夜勤職員配置加算	24	1日	入所者数の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2を超えて配置した場合加算	
サービス提供体制強化加算	(I)イ	18	1日	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上の場合加算
	(I)ロ	12	1日	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上の場合加算
	(II)	6	1日	看護・介護職員の総数にうち常勤が75%以上の場合加算
	(III)	6	1日	直接提供する職員の総数のうち勤続3年以上が30%以上
介護職員処遇改善加算	—	1月	(I)厚生労働大臣基準の全てに適合(所定単位×39/1000)	
口腔機能維持管理体制加算	30	1月	歯科医師等が介護職員に口腔ケアに係わる技術的助言・指導を月1回以上行っている場合ケアマネジメントに係わる計画が作成されている場合	
口腔機能維持管理加算	110	1月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合(口腔機能維持管理体制加算を算定している場合のみ)	

その他の利用料・・・希望者のみ

(四捨五入による)

費目	金額	単位	内容の説明	
日用品費	210	1日	歯ブラシ歯磨き、フェイスタオル、シャンプー等施設でご用意する特別な日用品費	
教養娯楽費	70	1日	創作活動の資料・材料費(文科系・手工芸・運動系等)	
行事費	実費	1回	小旅行・観劇等の行事に参加される際の費用	
特別な室料	A	5,250	1日	一般棟個室Aの室料
	B	2,625	1日	一般棟個室Bの室料
文書料		7,560	1枚	診療情報提供書、又はそれに準ずるもの
		3,240	1枚	診断書・証明書・その他文書
理美容代	カット	2,100	1回	シャンプー・ブロー込み
	パーマ/ヘアダイ	5,100	各1回	シャンプー・ブロー込み
	顔剃り/ヘアセット	1,100	1回	顔剃りまたはヘアセットのみを希望される場合